

はしがき

中華人民共和国会社法（以下では2023年会社法と省略する）が2023年12月29日に改正され、2024年7月1日から施行された。1993年中国会社法制定以前、中国では社会主義計画経済体制のもとで企業は、主に国有企業（全人民所有制工業企業法の規制対象）という企業形態で営まれていた。1993年の中国憲法改正で中国の経済体制は、社会主義計画経済体制から社会主義市場経済体制に移行した（憲法15条）。その社会主義市場経済体制に対応するためには現代的企業形態である会社制度を整備することが必要であった。そして中国会社法は、現代企業制度を建設する必要に応えるため、会社の組織と行為を規定し、会社、株主及び債権者の合法的な利益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づいてこの法律を制定する（会社法1条）という立法趣旨のもとで1993年12月29日に公布され、1994年7月1日より施行された。私が1994年4月1日より九州大学法学部研究助手になり、恩師・森淳二郎先生のご指導のもと、博士論文の研究題目として「会社法とコーポレート・ガバナンス」について考え始めた頃だった。

2023年会社法の構成は、2018会社法の13章、218条と比べると15章、266条となっている。また、今回の会社法改正では条文数の増加のみならず、会社法の立法理念にも重要な変化が見られた。1994年～2018年の間に会社法の改正が主に効率性優先・規制緩和という方向で行われてきた。例えば中国会社法は2013年の大改正で定款による私的自治を認める任意法規を増加し、会社設立の行政認可規制を撤廃し、会社の最低資本金規制を原則的に廃止し、会社設立・登記手続も簡素化するなど「入り口での法規制」を大幅に緩和した。

そして2023年会社法は、効率性優先・規制緩和という立法理念を維持しながら、公平性・取引安全の重視・規制強化という方向でも行われた。例えば2023年会社法では会社の監査機関の設計については2018年会社法の監事会設置制度を維持・改善しながら任意法規として監査役会の代わりに有限責任会社、株式会社及び国有独資会社の審計委員会の設置も初めて認めた（2023年会社法第69条・第121条・第176条）。他方、2013年会社法では会社契約という会社観のもとで会社法は契約法的な側面を強調し過ぎた結果、会社乱立や債権者保護の弱体化等のマイナスの影響も顕著に現れた。その是正策として2023年会社法では

株主出資の早期納付、従業員・中小株主の権益保護の強化、株主出資の5年納付期限および取締役等の第三者に対する責任等数多くの規制強化制度も導入された。本書は、紙幅の制約があるため実質的に内容の変更があった改正条文(新規条文を含む)を中心に解釈を行うことにした。立法過程における学説論争の検討は、中国会社法研究における1つの重要な着眼点になると考えられる。上記の理由で本書は、2023年会社法の立法過程における学説論争への解明を行うことにした。

今回の立法過程でインターネット環境を利用して四回の会社法修訂草案審議稿が公開された上で公衆への意見聴取も行われた。立法を求める背景や制定までの利害調整などについてのほか議事規則、草案段階での意見聴取や情報公開、制定手続の整備等は、中国法研究におけるもう1つの重要な着眼点となると考えられる。そのために本書は、四回の会社法修訂草案審議稿から見た2023年会社法の立法過程への解明を試みることにした。

2022年9月3日に東京大学で開催された現代中国法研究会で「南巡講話後市場経済と法の歩みと行方」という題目の研究報告を発表させて頂き、現代中国法研究会の皆様にも多大な御教示を頂いた。記して深く謝意を表したい。

また、2023年10月21日に温州大学法学院で開催された中国法学会商法学研究会2023年度大会に「日本の上場会社の監督・監査機関について」という題目の報告も発表させて頂き、中国法学会商法学研究会の皆様にも多大な御教示を頂いた。記して深く謝意を表したい。

本書は、2024年度追手門学院大学研究成果刊行助成金の助成を受けて出版することができた。真銅正宏学長をはじめ、事務方の皆様にはこの場を借りて心から感謝し厚く御礼申し上げます。なお、本書の資料収集・翻訳の一部には追手門学院大学大学院博士後期課程2年在籍の付字辰君の協力を得た。最後に本書の出版にあたっては、法律文化社の取締役社長・畑光氏をはじめ、関係の皆様にも大変お世話になった。これらの方々に深く感謝したい。

2025年2月吉日

徐 治文